第２回にいがた食の安全・安心審議会議事録

１　開催日時　平成 18 年 7 月 13 日（木）午後 1 時 30 分～午後 3 時 50 分

２　開催場所　新潟県新光町 4 番地 1　新潟県自治会館　別館　902会議室

３　出 席 者　別紙の名簿のとおり
「にいがた食の安全・安心審議会」委員 15 名のうち、２名の委員が所用により欠席
「遺伝子組換え作物に関する専門部会」特別委員 5 名出席

４　議　　題
議題１　にいがた食の安全・安心審議会傍聴要領（案）について
議題２　にいがた食の安全・安心基本計画（仮称）素案について
議題３　専門部会における開放系試験栽培の届出書に関する調査審議の結果について

５　審議内容
飯田生活衛生課長から、審議会が、にいがた食の安全・安心審議会規則第３条２項に基づき、過半数の委員の出席により成立していることが確認され、会長あいさつの後、角山委員辞職について事務局説明の後、議題に沿って進められた。

【楠原会長】
それでは審議に入りたいと思います。
本日の議題は３題です。
まず、「にいがた食の安全・安心審議会傍聴要領について」ですが、第１回審議会において当審議会は原則公開ということでご了承頂いたわけですが、傍聴を認めるに当たり、会場の秩序維持のため傍聴に係る遵守事項を定める必要があります。
要領案を準備していますので、事務局から説明をお願いします。

【事務局　福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係　田浪主任】
事務局の田浪と申します。
会長からも今ほどお話しがありましたが、審議会の公開については、「附属機関等の会議の公開に関する指針」に基づき、第１回審議会において、原則公開と言うことでご了承頂いたわけですが、会議を公開するにあたり、会場の秩序維持を図り、会議が公正かつ円滑に行われるよう、審議会において「傍聴要領」を定める必要があります。
レジュメの５ページ、傍聴要領（案）を御覧ください。
１番目の傍聴する場合の手続きですが先着順の受付で氏名及び住所を記入し、会長の許可を得て、入室することになります。
２番目は、会議の傍聴に当たって守るべき事項がア～クまで定められています。

３番目は、会場の秩序維持と言うことで、傍聴者が遵守事項を守らない場合に退場していただく場合があることを定めています。
以上、簡単ですが説明を終わります。

【楠原会長】
事務局案で問題はないと思っておりますが、これについて御質問、御意見ございますでしょうか。
ご了承いただけますでしょうか。それでは、今回の審議会からこの傍聴要領により傍聴を認めることとします。
続きまして次の議題に移ります。
「にいがた食の安全・安心基本計画（仮称）素案について」です。前回の策定方針に従い、素案という形で示されていますので、事務局から説明を頂いた上で御審議いただこうと思います。それでは事務局から説明をお願いします。

【事務局　福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係　遠山主査】
条例に基づく基本計画の素案について説明させていただきます。
まず、計画全体の説明をさせていただき、その後一括してご質問やご意見を賜りたいと考えております。
策定にあたっての考え方は、先回の審議会で話をさせていただいております。
その後、県庁内の食の安全・安心戦略会議関係課で検討を行い、一応の素案という形にいたしました。この素案は、あくまでもたたき台的なものであり、内容はまだ固まったものではありません。本日委員の方々にご覧いただいて、ご質問やご意見を賜り、また、今後開催する県民意見交換会や業界の方々の意見も踏まえて変更修正していくものであります。
本日お渡しした資料は、大きく２部構成になっております。まず資料ナンバー１、「にいがた食の安全・安心基本計画（仮称)」素案です。これは、基本計画の施策目標と現状と課題を整理してあるものです。
次に資料ナンバー２、表になっております、「にいがた食の安全・安心基本計画（仮称）素案における取り組み総括表」です。後半は、用語の解説となっております。
まず、計画の目指すところとして、施策目標についてご説明させて頂きます。
資料ナンバー１をご覧ください。
施策目標は、条例の目的と基本理念を基に、新潟県夢おこし政策プランとの整合性を持たせる形で、簡潔な言葉で大きな目標を３つ掲げました。
まず、１　「安全で安心な食生活の享受」です。
これは、条例の目的の２番目と夢おこし政策プランの１番目を参考に、県民・消費者の立場に立って定めたものです。
次に、２　「安全で安心な食品の提供」です。
これは、条例の目的２番目と、夢おこし政策プラン２番目の文言から、生産者を含めた食品関連事業者の立場に立って定めたものです。
最後に、３「食の安全・安心を支える信頼関係の確立」です。

これは、条例の基本理念の５番目から、消費者、食品関連事業者双方の立場に立って定めたものです。行政も含め、消費者、食品関連事業者の相互理解と協力により、食に関する安心感の醸成を図っていこうというものです。

施策目標については以上です。

つづきまして、基本計画について条例の条文ごと、つまり食の安全・安心に関する基本的施策ごとに説明をさせて頂きます。

資料ナンバー１は２ページから、条文ごとの「現状と課題」となっております。また資料ナンバー２の総括表は条文ごとの「取り組みの方向性」と「主な取り組み」となっており、星印がついている取り組みは、条例施行後、今年度以降に計画されている新しい取り組みとなっています。２つの資料を合わせてご覧いただくとよりご理解いただけるものと思っております。

それでは条文に沿ってご説明いたします。

まず第１０条第１項「安全で安心な農作物の提供」です。

現状と課題ですが、農作物では、本年５月２９日から施行となったポジティブリスト制度もあり、特に残留農薬について、関心が高まっております。

これまでは、作物の効果的な育て方についての指導を中心に、農薬の使用方法等も含めて指導して参りましたが、今後は、より安全確保の視点に立った育て方や使用した農薬の記録が重要となっており、使用記録をつけることが当たり前になるよう、指導の方向性を変えていかなければならないと考えております。　主な取り組みとしては、総括表１ページに記載のとおり、食品安全のためのＧＡＰ（適正農業規範）の普及・啓発・支援などが盛り込まれております。

つづいて、第１０条第２項「安全で安心な畜産物の提供の促進」です。

畜産分野では、ＢＳＥの発生や食肉の偽装表示など食への不安が高まる要因となる事件が続々と起きました。

消費者の信頼を回復するには、畜産物のトレーサビリティの向上が必要であり、生産段階での飼養管理記録、流通販売段階での牛トレーサビリティ法の遵守を進める取り組みが必要と考えております。

主な取り組みとしては、総括表のとおり、ＨＡＣＣＰ方式導入農場の認定などを行っていきます。

次に、第１０条第３項「安全で安心な水産物の提供の促進」です。

新潟は日本海の新鮮な海の幸で有名です。安全で鮮度のよい水産物の提供が消費者から求められていることと認識し、その向上のため、水揚げから流通に至る一貫した鮮度・衛生管理体制の確立が求められています。

主な取り組みとしては、総括表のとおり漁業者、流通業者などに対し、衛生的管理の普及を図ることとしております。

続いて、第１０条第４項「安全で安心な加工食品の提供の促進」です。

新潟は加工食品の分野でも、米菓や包装もちを始め漬物やかまぼこなど多種多様な食品の供給県となっております。

全国的には、異物混入などで食品を回収する事件がたびたび起きておりますが、企業や産地のイメージダウンは避けられません。食品の安全管理をより高めるために、食品加工

業者の方々へハサップといったより高度な衛生管理手法を導入して頂くような事業展開が必要と考えております。

主な取り組みとしては、総括表２ページのとおり、県版ＨＡＣＣＰ認定制度の創設などを行うこととしています。

第１０条第５項「添加物、農薬、動物用医薬品、飼料の適正使用と自主検査の促進」ですが、県民アンケート結果では、不安要因として、食品添加物と農薬が上位を占めております。

消費者の方々に安心して県産食品を買って頂くためには、添加物や農薬を正しく使い、食品関連事業者自らが検査を行い、結果を公開し、消費者の方々の信頼を高める取り組みが必要と思われます。

主な取り組みとしては、総括表２ページに記載のとおり、食品の生産、製造段階での指導を行うとともに、食品関連事業者に対し、自主的な検査の実施を促す取り組みをしております。

第１０条第６項「遺伝子組換え作物と他の作物との交雑・混入の防止」ですが、県としても、バイオテクノロジーの必要性については認識しておりますが、遺伝子組換え作物の栽培については、不安感を抱く県民が多いこともまた事実でございます。

県としては、遺伝子組換え作物の栽培に際し、他の作物などと交雑が起きないようルールを定めた条例を３月末に制定しました。

主な取り組みとしては、その条例を厳格に運用し、適切な情報公開を行い、県民のご理解を得られるよう努めて参りたいと考えております。

次に、第１１条「一貫した監視等の実施」ですが、先ほども述べたとおり、新潟県は農林水産物、その加工品ともに一大供給県となっております。

現在、食品の生産、流通、加工、調理、販売の各段階では、対応する県の農林振興部や家畜保健衛生所、保健所などの職員がそれぞれ、監視や指導、検査を行っていますが、今後さらに連絡を密にし、連携して食の安全確保に務める必要があります。

主な取り組みとしては、総括表３ページのとおり、食品衛生監視指導計画に基づく監視の実施などがあります。

第１２条「食品等の適正な表示等」ですが、これまで産地偽装など数々の不正表示事件が発生しており、食品表示は消費者の関心の高い事項です。

しかし、食品表示は、食品衛生法、ＪＡＳ法、景品表示法、健康増進法などたくさんの法律でそれぞれの視点で表示事項や禁止表示が定められており、消費者からも営業者からもわかりにくいと言われています。

食品表示を所管する部署が、それぞれ事業者に対し、監視や指導を行っていますが、今後はそれぞれの連携を強め、事業者に対し総合的な表示指導を行うとともに、消費者に対しても表示についてのわかりやすい情報提供を行うことが求められています。

主な取り組みとしては、総括表４ページのとおり、講習会や各種機関紙を活用した正しい表示の普及啓発活動や小売店での表示監視などを行っています。

次に第１３条「危機管理体制の整備」ですが、食品の広域流通が一般的になり、発症者が１万人を超えた平成１２年の雪印の加工乳での事故のような大規模なものも発生しています。

健康危機発生時の連絡体制は整備されていますが、今後は発生を想定した訓練を行い、より実践的な危機管理体制とすることが必要と考えております。

取り組みとしては、既存のマニュアルを活用した、危機発生時の各種指導や健康危機管理対応研修などをあげています。

次に第１４条「研究開発の推進」ですが、県ではこれまで環境に負荷をかけない栽培技術、日持ちのよい食品の加工技術、より迅速な食中毒菌の検査技術などの開発を行ってきており、一定の成果を上げています。

さらなる食の安全・安心確保のため、国や民間研究機関、企業と連携した研究開発と成果の普及が求められています。

取り組みについては、総括表５ページのとおり、残留農薬の一斉分析法の研究開発などを行っています。

次は第１５条第１項「県からの情報提供」です。

昨年実施した県民アンケートでは、県に求めるものとして、「わかりやすい情報の提供」と「事件・事故・違反情報の公表」が多く挙げられました。

県が積極的に、食の安全・安心に関する正しい情報をわかりやすく消費者並びに食品関連事業者に提供することにより、誤った食品摂取による健康被害や、営業施設を原因とする食中毒を減らしていくことが求められています。

現在は、ホームページを用いてできる限り迅速な情報提供を目指していますが、今まで以上に、わかりやすく正確な情報発信を総合的に行うため、庁内部局間の連携を図り、情報を共有化するとともに、様々な媒体を通じた情報提供を行うことが必要です。

主な取り組みについては総括表５ページのとおりですが、既存のホームページや情報誌を活用しながら、よりわかりやすい内容とするよう努力しているところです。

次に、第１５条第２項「食品関連事業者から消費者への情報提供の促進」ですが、昨年の県民アンケートの結果でも、消費者は食品関連事業者に対して、事業者や食品そのものの情報の公開を求めています。また、生産者や生産地のことがわかれば安心できるなどの声もよく聞かれます。

食品関連事業者が行っている食の安全に関する取り組みを消費者に伝えることは、消費者の安心感を高めるものと考えられるため、積極的な情報公開を促進する仕組みづくりが求められています。

主な取り組みとしては、自主基準の設定・公開制度の創設に向け、検討を行っております。

次に、第１５条第３項「消費者、食品関連事業者、県の相互理解の促進」ですが、先回の審議会での議論でも、おかれた立場やこれまでの経験の違いから、食の安全・安心といってもそれぞれ考え方に違いが見られます。

県や食品関連事業者の取り組みを消費者に伝え、また消費者から日頃不安に思っていることを伝え、お互いに理解を深めることが重要であり、情報交換したり意見交換したりする仕組みが求められています。

取り組みとしては、本審議会の開催のほか、意見交換会などを開催していきます。

次に第１６条第１項、第２項「自主基準の設定及び公開」ですが、昨年実施したアンケ

ート調査でも、消費者の多くは、食品関連事業者からの情報を求め、食の安全に積極的に取り組んでいる業者の商品を購入したいと答えています。

食品関連事業者が食の安全・安心に関する様々な情報を公開し、消費者に食品選択の目安を提供する仕組みを作る必要があります。

自主基準の設定・公開制度については現在検討を行っているところです

次に第１７条「食育の推進」です。

近年の食生活では、生産と消費が離れ、食習慣が乱れる傾向にあり、生活習慣病の増加の原因とも言われています。

県としては、これまでも県民が食生活に関心を持ち、食の安全・安心に対する理解を深めるよう食育の取り組みをしてきましたが、今後は、家庭、学校、地域等で連携して食育に取り組めるよう、県が総合的な食育推進体制の整備を図り、様々な機関が連携して食に関する知識の普及に努める仕組みを作る必要があります。

昨年の食育基本法の制定を受け、県では現在「新潟県食育推進計画」の策定作業に入っており、その中で詳細な取り組みを盛り込むこととしております。

そのため、総括表６ページでは、細かな取り組みは示しておりません。

次に、第１８条「施策の申出」ですが、

従来も県に対する意見の表明としては、知事へのたよりやパブリックコメントに対する意見の表明など様々な方法でアプローチすることができました。

施策の申出制度は、それらに加えて、新たに県民意見を表明するための仕組みとして制度化するものです。この制度では、申出についての処理の経過や結果を公表することで、県民への説明責任を果たすことにもなり、県の施策に対する信頼感を高めることにもなります。

新たな制度であることから、制度や窓口の周知に努め、県民ニーズの発掘を行うこととしております。

次に、第１９条「危害情報の申出」です。

健康に危害を及ぼす食品や及ぼすおそれのある食品の情報は、従来から不良食品や食中毒の発生という形で、保健所が処理・対応を行っていたところです。　今回改めて危害情報の申出制度として条例に位置づけることで、食品等を原因とする健康被害について積極的に情報収集を行い、早期に適切な対応を取ることにより被害の拡大の防止を図ることができます。

県民が気軽に相談できるよう、受付窓口の積極的な周知を行うこととしております。

次に、第２０条「国等への協力要請及び提言」です。

食品衛生行政や食品の輸入に対する安全確保は、国が所管する部分も多く、県レベルでは対応できない問題も多いことから、従来からも、国に対し要望書の提出などを行ってきたところです。

しかし、今後は、政策官庁を目指している本県として、必要があれば国に対しても具体的な施策の提言を行っていかなければなりません。

都道府県間では、全国食品安全自治ネットワークなどの取組により情報交換の他、表示ハンドブックの作成など共同事業も行われ連携が取れつつあります。

一方で、県民に一番身近な市町村は、従来、食品衛生行政を行っていないことから、県

との食の安全・安心に関する意思疎通や情報交換が十分とは言えない状況にあります。
今後の取り組みとして、市町村へのメール等を活用した情報提供システムを構築することとしております。
次に、第２１条「食の安全・安心に係る人材の育成」です。
食品衛生分野では、従来、県は社団法人新潟県食品衛生協会と連携し、食品衛生指導員を養成し、業界の自主衛生管理を進めてきました。
しかし、その活動内容は、営業者に対するものが多く、消費者との相互理解を深めるための活動が十分であったとは言えません。
今後は新たに設ける食品衛生推進員制度などを活用し、消費者との相互理解を深める取組を進める必要があります。
農業分野においては、ポジティブリスト制度の導入に伴い、これまで以上に農薬の使用方法に注意を払う必要があることから、「農薬管理指導士」といった専門家を養成し、正しい知識の普及啓発に努める必要も出てきております。
主な取り組みとしては、総括表７ページのとおり、です。
次に、第２２条「環境保全施策との連携等」です。
豊かな自然環境は、安全で安心な食品を持続的に提供するための重要な要素であり、また、環境保全に対する県民意識の向上から、農業においては、農薬の使用を減らしたり、農業用資材の適正な処理が進められてきました。今後もさらにそれらの取組を食品関連事業者に促すとともに、食の安全・安心に関する施策を立案するにあたっては、環境保全施策との整合性を図っていく必要があります。
主な取り組みとして、総括表７ページのとおり、環境保全型農業の意識啓発などを行っています。
以上で基本計画素案についての説明を終わります。

【楠原会長】
はい、どうもありがとうございました。基本計画の素案ですけれども現状と課題、担当課の取組状況をご説明頂きました。審議会の委員の皆様方には、あらかじめこの素案が配布されて、御覧になったと思いますが、第１０条から第２２条までですが、全体について、どこからでも結構ですが、この素案について、御質問、御意見をお願いいたします。

【高橋委員】
１０条の一つ目の安全で安心な農作物の提供がありますが、ここでいうポジティブリスト制度やトレーサビリティシステムではなくて、農業そのものが今、中山間地ですとか過疎地ですとか、農業を離れている、高齢化が進んでいる地域はそうゆうことになっていると思いますが、食の供給地である新潟県が安全な食を提供できる、地産地消と言われていると思うんですが、土台そのものが揺らいでいるというか、食を提供する人そのものがいなくなっているという状況があると思うんですがそういうことについては、この計画にどのように盛り込まれるのかということをお聞きしたい。

【農林水産部農業総務課政策室　岡村室長】

１０条に関係して、安全で安心な農作物の提供の土台をなす地域での担い手というか農業者の育成をどうしていくのか、ここでどう位置づけるのかという御質問かと思うんですけれども、私ども、農業担当といたしますと、農業をとりまく大変厳しい状況、特に担い手が減少したり、高齢化したりで、特に中山間地域では、その傾向が強まっていることは十分承知してございます。したがって、集落営農とか、あるいは企業的な経営感覚を持つ経営者の育成だとかと言うような、担い手の確保・育成については、別の対策として取り組んでおるところでございまして、そのことをベースにして、今回の基本計画の中で安全・安心な農作物の提供という対策を講じるというような位置づけになってると思います。以上です。

【高橋委員】

そのことは、この基本計画の中に盛り込まれるということでしょうか。

【農林水産部農業総務課政策室　岡村室長】

すいませんでした。ちょっと補足しますと、別の対策ということで申し上げたましたけれども、私たち農林水産部では、いわゆる農林水産業ビジョンというものを今年作りまして、向こう７年後を目標にしました総合的な農業対策を考えているわけでございます。そのなかで担い手の育成を中心とした産業として成り立つ農林水産業の実現というのも一つの目標にしておりますし、一つは、安全・安心な農産物の提供ということも、大事な方向として位置づけさせていただいています。したがって、そのビジョンにおきましては、ここでいう安全安心の話と､そして担い手を中心とした生産・流通・販売対策というものを、車の両輪という形で、施策展開を構築しているということでございます。

【三ツ井委員】

１５条の１でしょうか。県からの情報提供というところなんですけれども、新潟県の食の安全・安心に関する情報と言うのは、県民はもとより県外の消費者等にも非常に関心が高いものと思われるんですけれども、新潟県のホームページを見てみたんですけれども、トップページとか、テーマ別情報インデックスですとか、そこに食の安全・安心というサイトが見つからないんですよね。少なくとも目立つところにはないですよね。例えば北海道ですとか、宮城、秋田を見ると、簡単に、食の安全・安心の情報サイトに入ることができるんですよね。そういゆ意味で情報発信の方法として、ホームページは、非常に有効だと思うんですけれども、トップページから、新潟でも食の安全・安心のサイトにリンクできるように工夫されたらいいんじゃないかと思います。

【事務局　福祉保健部生活衛生課　飯田課長】

生活衛生課の飯田です。おっしゃるとおりでございますので、さらに工夫をして県民にわかりやすい情報提供に努めて参りたいと思います。

【大坂委員】

１０条の１の安全で安心な農作物の提供ですが、私は農業の一人といたしまして、安心・安全とはどういう意味なのかということを、農業者はわかっておりますけれども、一般の消費者の方は、トレーサビリティーやポジティブリスト、例えばの例で一覧表みたいなものをちょっと公開して頂くとわかりやすいと思うんですけれども、規定内の量をすれば完全な野菜ができると思います。私達は、その何分の一もしていないのに、ある程度の野菜は取れるんですよ。そういうことを消費者の人たちにもわかってもらえるような、これだけの農薬を使っても安全なんですという、こういう例として表示して頂ければよりわかりやすく理解が求められるのではないかなと思います。この県民アンケートにありますように心配なのは加工食品の添加物、その次に農作物の農薬ということになっておりますので、そういうわからない人が多いということに、まず目を向けて頂きたいと思います。

【農林水産部農産園芸課　渡辺課長】

農産園芸課長の渡辺でございます。委員ご発言のとおりだと思います。農作物を生産する上で、発生予察に基づいた最小限の病害虫防除は必要です。すべて登録農薬というのは、こういう時期にこういう作物に、これだけ使っていいですよというのがあるわけですね。ですから、その範囲内で、使われることは、何ら問題はないと思うんです。ただ、そのことをいろんな機会をとらえて、消費者のみなさんに交流の場だとか、あるいはネットを使うとかしながら、農薬すべてが害ではないということをきちっと伝えていくということが、生産者側、私ども含めて、大事なことだと思っています。

【柳田委員】

１０条の５です。添加物、農薬、動物用医薬品とか飼料の適正使用と自主検査の促進と、これも１０条の１と、今、大坂委員が言われた使用基準、量を明確にということと関連していると思うのですが、この中の自主検査の促進というところで、この自主検査にあたっての費用が発生すると思うのですが、そのあたりのことはどのように県のほうでは全部、生産者なり事業者に負担ということになるんでしょうか、それとも一括して県の方で検査とか、やはり検査するにあたっては、相当費用が掛かってくると思いますので、それが生産現場、製造現場の方に相当な負担になると逆に安全・安心が明確にならない部分がちょっと心配になってくると思うのですが。

【事務局　福祉保健部生活衛生課　飯田課長】

生活衛生課の飯田です。今ほどの食品関係事業者いわゆる食品営業者の自主検査に限ってですが、いわゆる自主検査でございますので、検査にかかる費用は、営業者の負担ということになります。ですが、ポジティブリスト制度をもそうですが、使っていない農薬の検査をする必要はありません。使っていない添加物の検査も必要ないわけですので、添加物については、使用基準に基づいて使っていれば、オーバーすることはありませんので、そういった面での自主検査のあり方、当然、営業者は、何を検査すればいいか承知しておりますので、それにかかる費用はご自分の負担と考えております。

【村山委員】

何点かあるのですが、まとめてよろしいでしょうか。一点目が、１２条のところで、外食の取り組みのところで、４ページ目になりますが、外食の原材料・原産地表示の取り組みの促進とあるのですが、今は、中食など、持ち帰り弁当等の消費が大変多くなってきているので、外食に含めて、中食あたりも、総菜類の製造あたりも含めていただくと、ありがたいかなということが１点です。

２点目は、質問になりますけども、１２条の取り組みの適正な表示・広告に関する監視指導の中の２番目なんですが、県職員による巡回点検指導と食品表示ウオッチャーによる表示調査、この辺は、モニタリングの仕組みとしては、非常に大事だと思うんですが、新規事業ではなくこれまでも行われているようですけれども、この効果はどうなっているのか、やって意義があるのか伺いたい。

３点目は、１５条の１で５ページ目になりますけれども、県民へのアンケートの中で、違反情報の公表ということを情報提供のなかでも重視されていたようですが、食中毒が、発生したという情報と言うのは、違反情報というよりは、事故が発生した情報だと思うのですが、その他に違反情報を公表することをどのように取り組みの中に入れるか、あるいは入っているのか教えていただきたいと思います。

４点目は、１５の２で食品関連事業者から消費者への情報提供の促進という中に自主基準の設定というのがあるのですが、これは県の役割としては、ガイドラインを作成するとかそういう役割を担うのか､必要に思うのですがそのあたりを教えて頂きたいと思います。

それから同じところで５点目になりますが、食品関連事業者の範囲なんですが、これをどの範囲にするかということが問題としてあると思います。特に先ほど色々な委員の先生がおっしゃっていたように、消費者への情報提供を考えたときに製造段階よりもむしろ消費者が接する販売段階のスーパー・コンビニ、あるいは売る段階のところでどういう情報提供をされるかというのが、大事だと思うのですが販売段階も含めていただけると良いのではないかということです。それは１６条の自主基準の設定のところの食品関連事業者についても同様です。

【農林水産部食品・流通課　渡邉課長】

食品・流通課長の渡邉でございますが、１点目と２点目について私の方から説明させていただきたいと思います。

まず、１２条の適正な表示の関係ですけれども、外食事業者ばかりでなく中食産業にも表示をという御指摘だと思いますが、小売り段階ではＪＡＳ法によりまして表示というのは義務づけられているわけですが、それ以外の食品の流通の段階では、義務付けというのはございませんで、外食産業の方は、農林水産省でガイドライン、指針でございますけれども、それを公表しておりまして、できるだけ消費者の皆様がメニューを選択するに当たって、原産地等を確認できるように表示を推進していきましょうというような方向をだしております。私どもも外食産業に対するガイドラインの普及をまず進めていきたいということで特出ししているわけですが、中食における表示をどのようにやっていくかということになると、外食産業のガイドラインを作ったときもそうなんですが、国が外食産業の皆様と相当議論を重ねて、こういう内容であれば表示できるとか、いろいろ検証しながらガ

イドライを作ったということもございましたので、中食産業についてもいずれ国の方で対応をとってくると思いますので、それらを踏まえながら県も対応すればよろしいのではないかと考えております。

それから同じ１２条の中で県職員による巡回点検指導と表示ウオッチャーによる表示調査についてどういうことをされているかということだと思いますけれども、１７年度でございますけれども、県の職員が調査している店舗数が約５００店舗調査いたしました。商業統計で小売店舗があるわけですが２年に１回くらい表示を確認できるように計画的に調査をしているところでございます。食品表示ウオッチャーについては一般の県民６０人の方から買い物をする際に色々見て頂いているわけですけれども、一般の消費者の方々ですので、あまり深い表示のことまで見ているわけではないですが、ＪＡＳ法で決められた表示がされているかということを中心に点検をして頂いておりますけれども、平成１７年度では報告頂いた店舗の数が１２００くらいございます。内容的には一部表示がわかりずらいとか、一部表示が欠落しているとか、軽微なものが多いわけでございますけれども情況はそんなところでございます。

【事務局　福祉保健部生活衛生課　飯田課長】

県からの情報ということで、事件事故・違反情報の公表という件でございますが、先ほど委員ご指摘のように食中毒発生施設につきましては、ほとんどの場合、基本的には３日間の営業停止がかかりますので、公表した翌日から２週間、県のホームページで公表しております。一般的な食品の関係ですが、いわゆる不良食品、食品添加物の表示不備、カビの発生、異物の混入というものが常々あるわけですが、これにつきましても、同じホームページで公表しております。特に食品添加物では使用しているにもかかわらず、表示がなかったり、使っていないのに表示をしたりという例もありますので地元保健所の行政措置に伴いまして県のホームページに公表ということを１６年６月からやっております。

【村山委員】

この１５の１のなかでは、県ホームページ内食の安全インフォメーションでの情報提供の中に入っているということですか。

【事務局　福祉保健部生活衛生課　飯田課長】

そのとおりでございます。

【田辺委員】

２つあります。まず情報提供ですが、インターネットを過信するのはマズイかもしれない。インターネットはリアルタイムに情報を提供するという点では良いのですが、情報の内容・種類によっては提供のメディアを使い分けた方が良いであろうというふうに考えています。資料を見ますと食の安全インフォメーションの認知度というのが９５．２％は知らないということで、おそらくホームページの設計の理由だけではなく、あまり県民にホームページが見られていなということもあるんじゃないかと思います。

それとメールマガジンもいいんですけども、行政の手がけるメールマガジンというのは

大体失敗していまして、最たるものは泉田知事のメールマガジンだと思うんですが、非常に内容がつまらないですし、読んでいるのは県庁職員とマスコミだけといったこともありますので、もちろんインターネットを活用することは結構なんですが、情報の内容によってもっと違う提供方法も検討された方が良い

それと、もう１点は、新潟県の条例ですから、この中に出てくる消費者であるとか、外食産業であるとか、食品加工業者であるとか、当然県内を想定されていると思いますが、新潟の食材が新潟のイメージを背負って県外にかなり流出していると考えれば、県外の人を意識した情報提供というか施策があってもいいのではないかその２点についてお伺いしたいと思います。

【事務局　福祉保健部生活衛生課　飯田課長】

田辺委員ご指摘のとおり、インターネットを活用した情報提供ばかりに気を置いているわけではないのですが、そういう面から入っていきたいということで平成１６年から行政処分にかかる情報を食の安全インフォメーションでやっております。ご指摘のとおり、見ない人も大勢いらっしゃいますので、しかるべき広報で工夫して対応していきたいと思います。

２点目も、先ほど事務局から説明もありましたとおり、県内の方々ばかりでなく県外の大勢の方々にも新潟の食品は食べてもらったり、提供してもらっておりますので、そういった面でも県外の方々を意識した取り組みを進めていきたいと考えております。

田辺委員に対する回答は以上ですが、先ほどの村山委員の質問の４、５番目が残っておりますので事務局から説明させて頂きます。

【事務局　福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係　遠山主査】

先ほど、村山先生から１５条、１６条のところの自主基準の設定・公開の部分の回答をしていなかったものですから、ここでさせて頂きますが、まだ実はこの制度の中身というのは、検討にこれから入るところでございまして、正直なところ組んでございません。

まず、自主基準の設定・公開の部分につきましては、先生の方で県でガイドラインを作るべきではという御意見ですが、当然県の公開制度を作って県のホームページを使うということになれば、ある程度ガイドライン的なものがないと、なんでもかんでも闇雲に言ってきたものを１００％公開することはできないと思いますので、これから制度を組むことでございますが、なにがしかのガイドラインを組むことになるだろうと考えております。

どこまでが食品関連事業者に入るかという御質問ですが、条例上、食品関連事業者というのは、農業から最後の販売する方まですべて入っております。この制度を作るときにどこまで対象とするかということは、申し訳ありませんが、これから検討する事項と言うことで御理解頂きたいと思います。

【長谷川委員】

第１１条の一貫した監視体制等の実施と言うことで書かれていますが、この中で非常に

気になった部分については、食品等の供給の課程において一貫した監視、指導、検査その他の必要な措置を講ずるものとするということで、監視が先にありまして、指導が真ん中、そして検査と言うことで、非常にお役所的な感じがします。我々、食品を販売させて頂いているわけですが、今年の５月から導入されたポジティブリストにつきましても、３年前に出来て今年から施行されたわけですが、これについても農家の方を回りますと、実際知らない方がいらっしゃいます。これで食の安全・安心ができるのかと思います。その中で今言ったように、まず指導すべきではないかという事で、それから監視があって検査、考え方の問題かもしれませんがその辺が必要なのかなと思います。

それとその後に適正な表示等々があります。我々食品を販売する段階で色々な法律があります。ＪＡＳ法やら食品衛生法がありますが、賞味期限や消費期限、色々な形で出てますが、ホントにお客様方がわかっておられるのかということが、販売に携わっていると非常に疑問に思うこともあります。例えば封を開けたけど賞味期限を過ぎて大丈夫なのかとか、色々な質問が来たりしますが、法律自体は非常に難しい、難解なものですから、そういったものを消費者の方々に分かるような形で情報公開していかないと過度なコストアップになってしまう、販売や生産の現場でも、そういった現象が起きてきます。

一時期、できるだけ早く生産から店頭に並べるために夜間働いたり、色々なコストアップの部分がありまして、実際には食品衛生法で、短いものについて製造年月日の日付を付ける必要がないよとう話しが出ているわけですが、現実見ますと、加工日だとか陳列日が両方併記されているものが現実あるわけです。これはやっぱり、お客様のニースがあって、法律上は問題ないのですが、そういった過度なコストアップになっている部分もありますので、そのへんのきちんとした情報を伝えていく必要があるのかなということで、その辺を是非盛り込んで頂きたいなと思っております。

【事務局　福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係長　山下副参事】

１１条の関係でございますが、やはり書き物にいたしますと、上から３段目の食品関連事業者に対し監視や指導を行うとともに、ということで監視指導という言葉がセットになってまいります。よって、委員ご指摘のような印象を持たれることは致し方ないことだと思われますが、実際は常に監視が先にきているというわけではございません。今回のポジティブリスト制度の移行に伴いましても、県といたしましては、県庁会場を含めまして、県内５、６会場で、まずポジティブリスト制度の説明会をそれぞれ食品関連事業者、生産者、販売者、製造者にいたるまで、参加者を募りまして、まず説明会をさせていただいております。そして、その中で制度の周知や考え方の周知をお計りした上で検査とか監視という形で取り組んでおります。そういうことで、あくまでもこの部分につきましては、優先をどちらにするかということでございまして、適時その辺を考えさせてもらっているというのが現状でございます。ただし書き物にしますとこういうことですが、今後表現方法を工夫しなければという部分はございます。

表示につきましては、確かに消費者が期限表示になったにもかかわらず、ご指摘のようにメーカーさんは加工日や製造日を併記している。私達行政サイドでは、あくまでも消費者の方々に対しては、これはメーカー側のサービス表示なんですよ、法的には義務付けはないんですよ、それぞれ消費、賞味はこういう意味があるんですよ、ということでその都

度お問い合わせ等があればお話しをしておりますし、色々な刊行物においてもそのような説明をしております。が、しかし、それが消費者の方々隅々まで行き渡らないということはご指摘のとおりですので、今後とも１５条とからめまして、取り組みを十分やっていく必要があると考えております。

【長谷川委員】

１１条にこだわるわけではありませんが、やはり今のお話しを聞いていますと、確かに大きい加工食品メーカーさんや事業者の方は、そういったことに非常に関心を持っていますが、実際に作物を作っておられる方など個人でやられている方は、どれだけ本当にわかっておらるのかということを非常に疑問符か付くわけで、それは本当にもう始まった制度ですからそれに関してはとやかく言うことではありませんが、なお一層の普及について、やったからいいというわけではなくて、もっと知らしめていくということが必要という意見でございまして、その辺をお含みおき頂きたいということでございます。

【滝山委員】

あの只今、表示について、だいぶ御意見がございまして、私は教育を担当しているので、非常に関心を持って御意見を聞かせていただいたのですが、教育の場で表示といった場合に学生などから出てきた意見でどうも表示がわかりずらい、表示そのものを見てすぐわからないという、ロゴ見たいのものですが、そういうものがありました。学生のアイディアの中で自分達で分かる表示を自主的に作ろうという教材を開発した学生もおりまして、見てすぐイメージできる表示とか、表示の意味とかを食育という形で教育していかなくてはいけないなということをこれをもって感じました。

今、１２条で表示が出たんですが、その表示一つにしてもそれを実際の生活の中に根付かせるという意味で食育は必要であるとか、何条、何条という相互の関係を見ていく必要があるかと思います。きっと県では条例を作成したときに、目標を実現するための大きな枠組みというのを作られたと思うんですね。県民の健康保護とか安全で安心という目的を達成するために非常に大きな生産・流通・消費・廃棄それから行政・消費者など色々な立場の人達を配置して、何条、何条と配置されたと思うんです。そういうような骨格を、今日はいいのですが、私共にお示し頂けると、この目的に向かって、どういうところがうまくいっていて、どういうのがまだ足りないというのを指摘していくにも大事なことではないかなと感じました。

それから先ほどインターネットのことが御意見出ていましたが、今あまりにもインターネット社会になってしまったがために、私共はむしろ紙媒体の普通の資料ですとか、そういうものの方が非常に自分達にインパクトがあるというような、逆にそういう時代になっている。いわゆるヒューマンネットワークというものを大切にしながらの、これから条例を具体化していくと思いますが、その段階で参加型とかインタラクティブな人間相互の交流とか、そういうところから出発するというのが、学生達と接していて、そのような気がしました。

ちょっと質問なんですが、１０条の所ですが、いろいろ難しい言葉が出ておりまして、先ほど生産者の委員の方からも指摘がありましたけれども、いつも慣れている人は、ポジ

ティブリストですとか、トレーサビリティーですとか適正農業規範とかこういう言葉に慣れているんですが、みなさんご存じなんでしょうかということがございました。

私も適正農業規範というのは知りませんでしたのでお教え頂きたいと思いました。

そこの用語解説に食品の安全を脅かす危害をあらかじめ総ざらいした上でと書いてありますが、これはたいそうなことがらと思われますが、どのような形で食品の安全を脅かす危害をあらかじめ総ざらいされるのかということをお教え頂きたいと思います。

【農林水産部農産園芸課　渡辺課長】

適正農業規範についてでございますが、ものを生産していく段階で、例えばＯ－１５７に触れるとか、あるいは異物が入ってくるとか、あるいは重金属がなになにするとか、一つものを作るときに、色々な事があらかじめ想定されることがございます。そういったことをそれぞれ産地単位で、自分の産地ではこういったことが想像されるので、このことについてはこうやってみようではないかとか、あるいは、農薬の飛散ですとか、いろいろなことがあると思いますが、そういったことを総ざらい、点検し、そういったことを予め産地が自分でそういう表を作って、これについてはこうします。これについてはこうします、農薬の飛散についてはノズルをなんとかに変えていきます、というようなことをそれぞれの産地が自分で決めて、その決めたことを一つずつ点検し、確かにこれをやりましたね、これはうまくいきませんでしたね、ということで自ら点検をして、最後に評価をし、今年うまくいかないんであれば、次の年にまた頑張っていく、こういったことを提案されているのが適正農業規範のことなんです。

【福山委員】

先ほど滝山委員から食育という言葉が出ましたが、わたしも大事なものだと思います。

今日この議論の一番はじめに高橋さんや大坂さんが農業の後継者がどうなるとか質問がでまして、県でもいろいろな対策で農業を振興するという回答がございました。実は、私、思うのは、この基本計画は、にいがた食の安全・安心基本計画という名前ですけれども、本当は安全で安心な食品を安定供給するというのが大事かなと思います。

で、食育の問題ですが、農業が元気出して後継者も保障されるというのは、色々な行政的なサポートやその地域の努力というのもあると思うんですが、当然かも知れませんが農作物に対する理解というのが作っている人だけでなく、中間の流通の方も消費者の方もやっぱり食べ物に対する理解が十分でないといけない。食べ物を理解すれば消費者も生産者のことをいろいろ考えるということになるのではと思います。

今日の資料の基本的な取組総括表の１７番、食育の推進ということで、ごく簡単に書いてありますが、家庭・学校・地域における食育の推進、これは非常に大事なことだと思います。どうやっていくかも重要で、よく言われる地産地消の推進にしても、やっぱり農産物を作ることを消費する側がいかに理解するかということもあると思います。取組の１１ページに１７条の語句説明のところに、県では現在、食育推進基本計画の策定を進めていますということがありまして、私としては、食育というのは大事なことで、立派な食育推進基本計画を作っていただいて、中身もしっかりしていただきたいという希望でございます

【長嶋委員】

今ほど、色々な委員のお話を伺って、まず一つは、先ほどの食品の賞味期限、消費期限ですけども、私の所も食品を作っております。で、消費期限ですとか、賞味期限ですとか、表示、使用添加物等については、私、新潟市ですが市の保健所からの指導でやっておりますので、これはサービス表示ではありません。

それから新潟県の農産物は、県外でもかなり、お米とか、これから黒崎茶豆とかあるのですが、私が関係している米屋さんの組合があるんですね。新米商といって新潟県米穀小売商組合というところが、２年前に新潟米ネットワークという事業協同組合を作りまして、今までのように法律で守られるのではなく、自分達でこれから米を積極的に売っていこうということで作った組合なんですが、ここでは食糧事務所がなくなりまして、米の検査が自主検査に移され、一昨年くらいから組合の中で検査員を育てまして、検査をしています。で、検査した米の品質なり安全性というもので、今度、組合では認証シールを作りまして、その組合が認めた米については責任をとりますよと言うことなんですね。ですから行政の方とそういうところが組めばより良く活動できるのではないかなと思っております。

それから、今ほど食育の話しがあったんですが、私の所も少し学校給食に関わっております。その中でいくつか考えていることがあるのですが、一つはよく言うのですが、新潟県は農業県でやはりコシヒカリという全国に誇れるお米があるんですけれども、学校給食は、今、パン給食なんですね。皆さんご存じの通り、戦後、食糧難でアメリカから小麦をもらってパン給食をはじめて、米あまりがあって米飯給食が始まりました。

今、新潟市ですと、３．５回が米飯なんです。残り１．５回がパンで、月に２回ぐらいが麺なんですね。その中でパン屋さんが、米飯給食が始まったときに仕事がなくなるということで国で補助金を出しまして、パン屋さんがご飯を炊いているんですね。ですからご飯給食の時はパン屋さんはご飯を炊くし、パン給食の時はパン屋さんは本業であるパンを焼くということなんです。ですから私よく言うのですが、新潟だったら学校給食１００％ご飯給食にしたらどうですかと、それも地元の米を使ってという話しをさせてもらうんですけれども、よく返される話しで学校給食はバラエティーがあるのが学校給食と言われます。ですけども、それは食生活がバラエティーに富んでいますので学校給食だけでも日本食、伝統食を食べさせる場があっていいのではないかなと思っています。そのための食育は必要だと思いますし、われわれの年代ですと例えばトマトやキュウリはどういう形でなるのかというのを全部知っておりますけれども今の小さい子供は、はっきり言って知りません。ある幼稚園で畑を持っていまして芋を植えたり、様々なものを作って、園児達に収穫させて、それを給食に出す。そうすると、どういう形で自分達の食べるものができるのかということがわかり、これが一番の勉強になる、食育になると思うんですよ。まして自分達が作ったものを食べるということは、嫌いなものでも、その時は食べるんですよ。ですから食育の中では学校給食というのが一番のウェートを占めるのではないかと。ですからもう少し学校給食をうまく利用し、食育につなげる方法を考えていったらどうかなあと思っています。

【藤井委員】

表示の問題とも非常に関連すると思いますが、行政から出てくる情報というのは、基本的に受け手を意識していないことが大変多いです。ですから先ほどのインターネットの活用とも関連するのですが、どういう人が見聞きしてくれるかというのを考えて、書き方とか情報のセレクションがある程度必要ではないか。つまり情報がダァーッと並んでいるだけですと、確かに行政の方は「情報発信しています、ちゃんとホームページ見て頂ければ書いてあります。」と言うんですが、探そうと思っても見つからない。ですからメールマガジンがつまらないという話も出てきたと思うのですが、全部共通しているのは「受け手に対するメッセージなんだという認識で情報発信する」というのがちょっと欠けているんじゃないかなあと、そこだけを意識して頂ければすべからく格段に変わると思います。

【楠原会長】

拝見して、少し気になったのは、輸入食品の問題ですね。今は、自給率の問題もあるのですが、やはり７０％近くが輸入食品であるということで、国が対応してくれるということですが、もう少し、にいがた食の安全・安心基本計画の中で考えていただいてもいいような気がいたします。

本日、この審議会で様々な意見が出されました。今日は素案であり、これらの意見を踏まえて頂いて、次回には、いわゆる計画案という形で出てくるだろうと思います。十分踏み込んだ協議をして頂きましたので、計画案を示していただければ、改めて審議したいと思っております。

この議事に関しては、これで終了させて頂きます。

ここで５分ばかり休憩させて頂きたいと思います。

（休憩）

【楠原会長】

三つ目の議題ですが「専門部会における開放系試験栽培の届出書に関する調査審議結果について」です。先回の審議会で遺伝子組換え作物に関する専門部会に付託したわけですが、専門部会での審議結果について、専門部会長の福山委員から説明をお願いします。

【福山委員】

今日の資料の６ページのところに開放系試験栽培の届出書に関する調査審議の結果についてという資料がございます。次の７ページ、８ページには届出書の概要が記載されております。

それでは、専門部会で得られた審議結果についてご報告させて頂きまして、皆様にご審議頂くということでお願いします。

まず６ページの資料にございますように、本審議会から専門部会に付託のございました独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構からの開放系組換えイネ試験栽培届出の内容につきまして、部会では県の条例に基づきまして審議いたしました結果、以下のようなとりまとめを行いました。

その内容を資料のとおり読み上げます。

（中略）

1 番目が県条例に適合しており妥当という判断でメインございますが、いままで申し上げましたとおり、色々な意見が出たと言うことでございます。それをもう少し、時間を頂いてご説明させて頂きたいと思いますが、この専門部会は合計２回行いました。

第１回は、第１回目の審議会の後、すぐにメンバーが集まりまして夕方４時から１時間半ほど審議を行いました。第１回目では時間も限られておりましたので、届出内容の確認にほとんど時間が経ってしまいましたが、その時にも、一つの意見としては、「交雑防止の隔離距離、条例上は５７メートルという数字を出しているわけですが、これについては出来るだけデータを増やして、信頼度を高めていく。つまり５７メートルは一つの考え方で定めているわけですが、今後さらに花粉がどのくらい飛んで混入するのかについては、具体的なデータを増やして､隔離距離に対する信頼度の高い数値を出していく必要がある」という意見が出ました。

それから先程も少し触れたが消費者としては、遺伝子を操作すると、どこかで不具合が生じるのではないかという漠然とした不安を持つ方がいる。そういう不安を持つ方に対しては、わかりやすい説明が必要という意見が出ました。

同じような意見かもしれませんが遺伝子組換え作物に対しては、現在、反対か賛成かと二極化しているのではなかろうかと。その原因の一がわかりやすい情報の不足ではないか？というような意見が第１回の専門部会で出てきました。

それから第２回は６月２２日の午後２時か５時までの３時間行いました。

この第２回目の審議が終了した後で、この届出の内容は大きな問題もなく条例に適合しているという見解がでたわけですが、このときも色々な議論のなかで、例えば出穂期に３週間の差をつけているが､天候の加減で差が短くなるのではなかろうかとか､台風や冷害､自然災害など想定外の天候になった場合のマニュアルを整備すべきでは？というような意見も出てまいりました。そいうことについても県の事務局を通じ、北陸センターにも色々確認して頂いて、それに基づいて第２回の会議を進めたわけでございます。

イネの隔離距離について県は５７メートルとしているわけでございますが、これは国では３０メートルという数字がございまして、これはくどいようですが花粉が飛んでいって何かに混じることについて、絶対混じらない、ゼロという考え方ではなかなか、何メートル離せばいいかというのは、数値化できない。新潟県では、国の色々な試験場で行われました実験データに基づきまして、花粉の飛散距離というか混じるかもしれないというところを確率的に色々検討しまして、しかも絶対交配しないのではなくて、仮に交雑したとしても、そのリスクが１００万分の１以下というような形で出した距離が５７メートルであります。

県の条例ではこれ以外に開花時期を２週間以上離しなさいとか、あるいは花粉が飛ばないような措置をしなさいというようにダブルの安全策をやってくださいということになっていますが、最初の調査審議の結果についてで少し触れましたけれども５７メートルはきちんと取った上で、２週間以上出穂期をずらしてくださいというのを３週間ずらしているということもある。さらに花粉の飛散防止を不織布での対応ですがやっているわけであります。

それから第２回の議論では、一つは先程ちょっと言ったように、天候ですとか天変地異

があったとき、つまり緊急事態が発生したとき、どういう具合に対応するのかも北陸センターに問い合わせまして、それによりますと皆さんのお手元には資料はございませんが、実験は速やかに中止するであるとか、材料は速やかに回収する、あるいは必要に応じて実験途中であっても組換え作物を高温高圧滅菌器で不活性化するというような、非常時に備えたマニュアルが用意されているという答えが返って参りました。もしそのような緊急事態が発生した場合には説明会を開催すると届出書には書いてございますが、どういう具合にどういう範囲でやるのかということも、部会で問題になりましてそれについても問い合わせいたしました。それによると緊急事態の状況に応じて農水省あるいは県、上越市、上越警察署などと協議する。それから報道機関に通知するとともに、一般向けの説明会も開催する。これは、対象者を限定しないという説明でございました。ともかく緊急事態がおこった場合は、そのように対処して、かつそれを関係機関に速やかに知らせるという体制が整っているという返事をもらっています。

それから出穂期が年次によって違うのではないかという疑問もあって、調べてみたわけですが、北陸センターからも回答を頂きまして、過去２５年間で、コシヒカリの出穂期が一番遅れたというのが、平成５年の冷害の年なんだそうですが、このときでも平年の出穂期と比べて４日の遅れであったと、ですから１週間以上も出穂期が動くと言うことは、北陸センターの過去２５年のデータでもないし、専門部会の関連する委員の方からも５日以上遅れたりすることはないということが確認されました。

また、混入を防止する場合に動物などによる持ち出し、鳥が摘んでいくというものなどですが、このような鳥獣対策ですが、届出書には、網で囲うということが書いてあるわけですが、我々も気になりましたので確認をとりましたところ、隔離ほ場というのは６センチメッシュの金網の高さが１．８メートルのフェンスで周囲を囲い、これでタヌキ等の進入は防止できる。ネズミですと６センチメッシュでは種類によっては、通過できるわけですが、ネズミにつきましては、栽培期間中は防鳥網を地表までおろす、つまりネズミが進入できないように防鳥網を固定する。それから開花期は不織布で覆う。これも地表面で固定してネズミの進入を防止する措置もとるということです。

開花期前の栄養成長期、現在の田んぼのイネのような状態ですが、水をためた状態であり、かつ試験ほ場内は波板で囲みますのでネズミが入ることはまず防止できるというような答えも頂いております。

以上のようなことで条例の一番のポイントは交雑をしないようにということで、隔離距離は５７メートル取っていることは確認しましたし、かつ出穂期を２週間以上離しなさいというところは３週間を目指したような試験設計になっている。それから混入防止についても材料を県条例に基づいて厳格に試験室からほ場に運ぶなど最大の注意を払って行うというようなことでございますので、専門部会としては条例で定めたところの基準はクリアーしていると判断いたしました。

以上でございますが、専門委員の方、何か言い足りないことがあれば補足願います。

【楠原会長】

ありがとうございました。ただいま福山委員から専門部会での審議結果を報告頂いたわけですが、その結果、届出内容は、栽培基準等県条例に適合しており、妥当と判断するという説明を頂きました。この審議結果についていくつかの付帯意見も付いているわけですが、この審議結果につきまして、何か御質問、御意見がございますでしょうか。

【村山委員】

結果についてと言うよりは､プロセスについてご説明があったことについてなんですが、交雑の有無を確認する実験をされるようですが、その結果の公表についてどのような形で行われるか確認されていますか？

【福山委員】

昨年の場合は、北陸センターからホームページを通じて公表していますし、我々が求めれば、その数値も頂きました。

今年の場合も昨年と同じ措置がとられると思います。県としましては、先程の意見で紹介しましたように、モチ品種を指標として植えて、交雑がおこるとモチとうるちの中間物ができて、玄米を調べればわかるのですが、北陸センターでは昨年は７０万粒調べて、あやしものはございませんでしたという発表をしております。今年も県が要求した５７メートルの隔離距離の周辺にモチ品種を植えて混じるかどうかチェックしますし、さらにセンターの敷地の境にも植えて、７０万プラスアルファという形になると思います。ただ、委員から出たのは昨年も実は、ＤＮＡレベルの確認も行ったということをホームページで見ているわけですが、その内容はもう少し具体的に明らかにして欲しいとの意見が出たと言うことです。

【村山委員】

例えば、説明会を実施されているようなんですが、近隣住民３名参加という、そのような形で同様な形での公表はしていないのですか？地域の人たちに対しての、ホームページ上ではなくて、説明会での公表という形でされていないのですか。

【福山委員】

今年もおっしゃるような形で近隣の住民の皆さんに対する説明会をやっています。そのときの資料を見ますと７０万粒調べてひとつも混入がございませんでしたという説明は行っています。

【村山委員】

前年度のものですね。

【福山委員】

前年度のものです。

【藤井委員】

交雑が確認されたときの北陸研究センターの対応がどういうふうに決められているのかを県の方から説明をいただいたらよろしいと思いますが。

【農林水産部農業総務課政策室　岡村室長】

いわゆるモニタリング結果の取り扱いでございますけれども、条例に基づきますと、まず、交雑の有無の調査を事業主体でやられます。その結果については県に遅滞なく報告することになっています。そして委員御指摘の点ですが、もし交雑が起きた場合は、拡大防止するために必要な措置を実施主体は講ずるということになります。また交雑又は混入が生じるおそれがある事態が発生した場合には、直ちにこれらを防止するために必要な措置を講ずるという２点になります。そして、その措置を講じた後は、遅滞なく、その状況を知事に報告し、その指示に従うという決めになっています。

【楠原会長】

この場合の必要な措置をもう少し具体的に説明願います。

【農林水産部農業総務課政策室　岡村室長】

拡大を防止するために必要な措置ですが、現時点では具体的には想定していませんが、例えば混入が生じた場合には、その恐れがある周辺のコメを含めて、まずは流通させないと、その後は関係者と協議の上、その取り扱いを決めていくという段取りになるのではと想定しております。

【楠原会長】

他に御質問、御意見ございませんか。

意見がないようですが、それでは審議会といたしましては専門部会における調査審議結果に異議はないということでよろしいですね。

それでは、調査審議結果の今後の取り扱いについて、事務局から説明願います。

【農林水産部農業総務課政策室　岡村室長】

ただいま、専門部会の調査審議結果についてご審議頂きありがとうございました。

今後の取り扱いでございますが、一つは、専門部会の調査審議の結果を本審議会での審議結果として知事に報告させていただきたいと思っております。なお、６ページの報告書につきましては、専門部会が報告書を作成したということになっており、専門部会が主体となっている記述がありますので、一部分を修正させて頂きたいと思っております。修正内容につきましては、会長にご相談・確認して頂いた上で知事の方に報告させて頂きたいと思っております。

２番目は知事に報告した後、この結果を独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構いわゆる北陸研究センターに通知することにしております。

そして３点目ですが、今回の審議会での審議結果、それからこれまでの専門部会での審議の概要と配付資料を農林水産部のホームページに掲載させて頂きたいと思っておりま

す。以上３点の取り扱いをさせて頂きたいと思っております。

【楠原会長】

はい、どうもありがとうございました。

これで、本日の議事は終了させていただきますが、その他に報告事項が３点ほどあるようです。１点目の「県民意見交換会・県民電子会議室の開催について」事務局から説明をお願いします。

【事務局　福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係　遠山主査】

レジュメの９ページを御覧ください。本日御審議頂きました、素案を素材といたしまして、県民の方々の御意見も伺うという趣旨でございますので、消費者、食品関連事業者、行政関係者の方々に集まっていただき、意見交換会を開きたいと考えております。細かい内容は、まだ決まっておりませんで、日程だけのお知らせということで資料を付けさせて頂きました。８月２２日から２９日の間で県下４箇所において県が主催で開催することをお知らせします。

もう一点は、先回の会議の時に、県民電子会議室を８月に開設する予定というお話しをしていましたが、それにつきましては、電子会議室のシステムを県の情報担当課が開発しているのですが、開発が遅れております。電子会議室はインターネット上に会議室を開くんですが登録した方であればそこに自由に発言を書き込めるものです。一般の方でも閲覧は出来るというもので、前回、条例を作成するときも設けたもので、専門的な意見が出るような会議室になります。それをやる予定なんですが、８月中に１ヶ月間設けられるかどうか怪しくなってきておりまして、多少日程がずれるかも知れませんが、開ける状況になりましたら委員の皆様にもお知らせしますので、登録して頂いて意見を述べて頂きたいと思います。

【楠原会長】

ありがとうございました。県民意見交換会は条例を作るときにも行いましたが、それと同じような取り組みだろうと思いますが、県民意見交換会、県民電子会議室の開催につきまして何か御質問、御意見ございませんでしょうか。これは事務局で開催されるのですか、それとも審議会のメンバーも一緒にということでしょうか。

【事務局　福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係　遠山主査】

今回は、事務局、県で素案を材料に説明させて頂いて、県民の方々から足りない部分ですとか、意見を伺うことを考えておりまして、委員の先生方から出て頂くことは考えておりません。

【楠原会長】

とくにございませんか。県民意見交換会で出た意見も計画案には取り込まれるわけです。

次に２点目としまして、県民アンケートの実施についてですが、前回の審議会では、具体的な内容は今後検討すると言うことでしたが、その内容が示されておりますので、事務

局から説明をお願いします。

【事務局　福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係　田浪主任】

県民アンケートの実施について説明します。

レジュメの１０ページを御覧ください。

調査項目は「食育の推進や食の安全に関する取組への期待」ですが、この場では、食の安全に関する取り組みへの期待部分についてのみ説明します。

調査目的ですが､基本計画に県民の方々の意見を反映するための基礎資料とするために、食の安全に関する取組へのニーズを把握するものです。

調査時期ですが、７月下旬に調査票を発送すべく準備を進めており、９月下旬までにはアンケート報告書の作成まで行いたいと思います。

調査対象者は、前回の審議会でも話題になりましたが、住民基本台帳から無作為抽出した方々にアンケート調査協力員になって頂けるか協力の依頼を行い、承諾を得られた１，６００人の中からテーマ毎に３００人を選び、その３００人の方々にアンケートを実施するものです。

１１ページ、１２ページを御覧ください。設問は、６問考えています。

問１、問２は食の安全に対する県民意識の把握のために行います。

平成１７年度アンケートでも同様の設問で実施しており、比較も行いたいと思います。

問３から問５は、基本計画の中でも情報の提供がありますが、それの参考にするということで、情報提供の仕方や情報が十分に提供されていると感じるかということを把握したいと考えております。

問３の設問は本日、委員の皆様方に参考としてお配りした、県の健康福祉ビジョンの食の安全確保の指標になっている部分です。その把握も兼ねてやりたいということです。のこの設問の回答から、情報提供の手法を検討することとしています。

問６は、県の取組の認知度を把握する意味で、条例の認知度を伺います。

このアンケート結果を踏まえて、今後の情報提供の仕方を基本計画に盛り込める部分は盛り込んでいきながら検討していく材料にしたいと考えております。

【楠原会長】

ありがとうございました。アンケートを実施するということですが、調査方法や調査内容などについて何か御質問、御意見等ございませんでしょうか。

【犬伏委員】

昨年も安心・安全に求めるものということで、アンケート調査をしてらっしゃいますよね。今年は取り組みに対するニーズを把握するということだと思うのですが、この設問ですと情報だけ、どんな情報が必要ですかという、情報に対するニーズなのかなと、そこだけ気になりました。

【事務局　福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係　田浪主任】

おっしゃやるとおり､今回は情報の提供の部分だけ取り出しておりまして、１７年度に、

それぞれ県や生産者、事業者に対して求めることということで、アンケートを実施しておりますので、そちらについては１７年度のデータを利用させて頂いて、今年度は、１７年度の県に対して求めることという設問で､情報の提供が一番期待されているということで、その部分を今回のアンケートで調査するということで整理させていただきました。

【犬伏委員】

問４の中にですね、いろいろ実態というのか、そんなものが書かれているのかなと思えなくもないのですが、でも、どうなんでしょう、先ほど先生からもお話しがありましたけれどもＧＡＰ、適正農業規範といった言葉もわからないというお話しもあったんですが、３００人の方々からお返しいただくことになると思いますが、この言葉だけでわかるのかなあ、そんな気もしたもんですから、ニーズ、取り組み、どんな取り組みが欲しいのかということとちょっと違うかな、もう少し丁寧なのがあってもいいのかなと思いました。

【楠原会長】

事務局もそこのところを考えて頂きたいと思います。

【村山委員】

問５のところで情報源が入ったことで結果が活用できると思います。それでお願いなんですが、このなかでいわゆるマスメディア的なものが多いんですが、その他に例えば飲食店やスーパーの店頭などで得るというルートや学校等から得るということもあると思いますので、今思いつくのは２つぐらいですが、もう少しこれ以外のところで、消費者が接しやすい所がないか検討頂ければと思います。

【楠原会長】

事務局のよろしいですね。

【事務局　福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係　田浪主任】

はい。

【滝山委員】

このようなアンケートをするときに、私共、必ず設定したもの以外の一番最初に頭に浮かんできたものという自由記述形式を入れるんですが、ここでは一応、その他というところにそういう機会を提供しているということで、それはそれでいいと思いますが、もし食の安全・安心に関する取り組みに対するニーズという事柄でしたら、せっかくの機会ですので、どのような取り組みを望んでいますかという自由記述もあってもいいかなと思いました。参考程度に聞いてください。

【楠原会長】

事務局で対応してください。

【事務局　福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係　田浪主任】

はい。ここには書いていませんが、一番最後に食育も併せて、自由記述と言うことで、どんな取り組みを期待していますかということを自由に書いて頂きたいと思っています。

【楠原会長】

できるだけこの県民アンケートの結果も基本計画に反映させていただければと思います。では、３点目ですがメールマガジンの原稿執筆についてということですが、前回の審議会では、このメールマガジンに協力しますということにいたしました。具体的な内容が示されていますので事務局から説明をお願いします。

【事務局　福祉保健部生活衛生課食の安全・安心推進係　田浪主任】

レジュメの１３ページを御覧ください。

メールマガジンの原稿執筆の依頼ということですが、

メールマガジン「いただきます！にいがた食の安全・安心通信」、１４ページ以降がメルマガの創刊準備号で、ホームページで既に公開されていますが、この中の「食の安全・安心リレーコラム」の原稿執筆をお願いしたいと思います。

具体なサンプルとして、１７ページの食品期限表示こぼれ話として事務局の方で書かせていただいていますが、このような中身について書いていただけたらと思っています。

１３ページに戻っていただきまして、内容なんですが、食の安全・安心に関連するコラムであればテーマを設けませんと言うことですが、それぞれ委員の皆様、食の安全・安心に関わりがあるということですので、例えば自身の職業に関連しした内容、食の安全・安心について日頃思っていることや、事件なり情報が日々様々なところから発信されていますが、それに対する感想などを書いていただければと思っています。

字数は４００から６００字程度。原稿の提出方法はメール又はファックスでお願いしたいと思います。

執筆順番は、事務局で勝手ながら決めさせて頂いておりますが、楠原会長、滝山会長代行の後は、あいうえお順でお願いしたいと思います。

お名前の後ろに原稿締め切り日として、メールマガジンを発行する週の前の週の金曜日の日付があり、その日までに原稿がいただければというお願いでございます。

その他ですが、田辺委員から、行政のメールマガジンはつまらんという発言もありましたので、執筆にあたっては、読みやすく堅くなりすぎないように配慮いただけたらと思います。執筆者の紹介は、支障がなければ実名を出したと思います。

最後に、メールマガジンの登録のお願いですが、にいがた食の安全インフォメーションから登録頂いて、コラムの書きぶりを見て頂けると思いますし、内容について、意見等を頂ければと思いますので、是非、登録をお願いしたいと思います。

【楠原会長】

ありがとうございました。先ほど、田辺委員からメールマガジンは情報発信としてはあまり期待できないという話しもございましたが、前回協力するとお約束していますので、審議会としても協力したいと思います。皆さんもお忙しいとは思いますがよろしくお願い

致します。事務局の方で何かほかにございますか？

それでは、今日の審議会を終了したいと思います。長い間ありがとうございました。

【事務局　福祉保健部生活衛生課　飯田課長】

楠原会長ありがとうございました。各委員におかれましても本日、貴重な御意見、御要望等をいただきました。今後の基本計画の中で、また審議会の中で御意見、御要望を反映させていきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いします。

次回の第３回は９月１１日の月曜日を予定しておりますので、また、よろしくお願いします。

以上をもちまして本日の審議会を終了させて頂きます。皆様方、たいへんどうもありがとうございました。